資料１

平成２６年４月１１日
公 正 取 引 委 員 会

行政事業レビューに係る行動計画

第１　行政事業レビューの取組体制

１　行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し，チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。

チームの構成員は以下のとおりとする。

総 括 責 任 者：官房総括審議官
副総括責任者：官房総務課長
メ ン バ ー：官房総務課会計室長，官房総務課企画官，官房人事課長
経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長
審査局管理企画課長
事　　務　　局：官房総務課，官房総務課会計室

２　行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し，外部の視点を活用したレビューを実施する。外部有識者は，チームの総括責任者である官房総括審議官が複数名指名する。

第２　取組の進め方

１　事業単位の整理

事務的経費，人件費等を除く全ての平成２５年度の事業について，別途，行政改革推進本部事務局が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。事業単位の整理に当たっては，レビューと政策評価との連携を確保するため，目標管理型の政策評価の対象となる施策と，当該施策を構成する事務事業に係るレビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）との対応関係を明記する。

２　レビューシートの作成及び中間公表

⑴　事業担当部署による点検及び行政事業レビューシートの作成

事業担当部署は，レビュー対象事業について，厳正な点検を行い，事業単位ごとに，行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成する。官房総務課会計室長は，事業担当部署が作成したレビューシートの内容について，厳正な自己点検行われ，適切に記入されているかチェックする。

⑵　中間公表

レビューシートは，記入可能な事項を記入の上，次に掲げる期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表する。

ア　公開プロセスの対象となる事業は，原則，公開プロセス開始日の１０日前

イ　その他の事業は原則６月末，遅くとも７月上旬

３　外部有識者会合

⑴　チームは，原則，次のいずれかに該当する事業について，外部有識者会合において点検を求める。

ア　平成２５年度に新規に開始したもの

イ　平成２６年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど，平成２７年度予算概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

このほか，チームは，全てのレビュー対象事業が少なくとも５年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることとなるよう平成２５年度の事業の中から事業を選定し，外部有識者に点検を求める。

⑵　外部有識者会合に参加する外部有識者はチームの総括責任者が指名した３名とする。

⑶　外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに，外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

⑷　チームは，外部有識者による点検の結果を外部有識者の所見として，レビューシートの所見欄に記入する。

⑸　外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに，異なる対応を行う場合には，十分な説明責任を果たす。

４　公開プロセスの実施

⑴　チームは，外部有識者による点検の対象事業のうち，次のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定する。その際，外部有識者会合を活用し，外部有識者から意見聴取等を行った上で選定を行うこととする。

ただし，原則，事業単位が１億円未満のものは対象外とする。

ア　事業の規模が大きく，又は政策の優先度の高いもの

イ　長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で，執行方法，制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ　事業の執行に関して，会計検査院，総務省行政評価局，マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ　平成２６年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ　その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断され

るもの

(2)　公開プロセスに参加する外部有識者は６名とし，チームの総括責任者が指名した３名と，行政改革推進本部事務局が選定した３名とする。チームの総括責任者は，外部有識者からとりまとめ役を指名する。

(3)　公開プロセスの実施に先立ち，外部有識者に対し，公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに，外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

(4)　公開プロセスは６月上旬から中旬までを目途に実施し，実施方法については行政改革推進本部事務局が定めるルールに従うものとする。

(5)　公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに，異なる対応を行う場合には，十分な説明責任を果たす。

５　チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1)　チームによる点検（サマーレビュー）

チームは，レビュー対象事業について，厳正な点検を行い，点検結果を所見として，レビューシートの所見欄に記入する。

(2)　概算要求等への反映

チームの所見を平成２７年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室予算係は，事業担当部署がチームの所見を概算要求に的確に反映させているかチェックする。

また，事業担当部署は，その反映状況等について，レビューシートの所定の欄に分かりやすく記入する。官房総務課会計室長は，レビューシートの所定の欄において，チームの所見の反映状況等が具体的に分かりやすく記入されているかチェックする。

６　点検結果の最終公表

(1)　レビューシートの最終公表

レビューと政策評価の一覧性に留意し，チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点，平成２７年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを概算要求の提出期限までに公表する。

(2)　概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等をとりまとめ，行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上，レビューシートの最終公表後１週間以内に公表する。

７　新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1)　レビューシートの作成及び公表

平成２５年度の事業のほか，次に掲げる事業についても，事業担当部署がレビューシートを作成し，記入可能な事項を記入の上，それぞれ次に掲

げる期日までにホームページにおいて公表する。ただし，平成２７年度新規要求事業については中間公表を行わない。

ア　平成２６年度から新規に開始した事業（以下「平成２６年度開始事業」という。）は，原則６月末，遅くとも７月上旬

イ　平成２７年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「平成２７年度新規要求事業」という。）は，平成２７年度予算概算要求の提出期限後２週間以内

なお，平成２６年度開始事業は，平成２５年度の事業と同時期に，別途，行政改革推進本部事務局が示す様式に従って事業単位を整理する。

⑵　チームによる点検

チームは，平成２６年度開始事業及び平成２７年度新規要求事業についても，事業の必要性，効率性及び有効性の観点から，資金が効率的，効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行い，点検結果を所見として，レビューシートの所見欄に記入する。

⑶　概算要求等への反映

チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映するとともに，チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等をとりまとめ，行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上，次に掲げる期日までにホームページにおいて公表する。

ア　平成２６年度開始事業は，レビューシートの最終公表後１週間以内

イ　平成２７年度新規要求事業は，平成２７年度予算概算要求の提出期限後２週間以内

第３　平成２６年度の取組のスケジュール

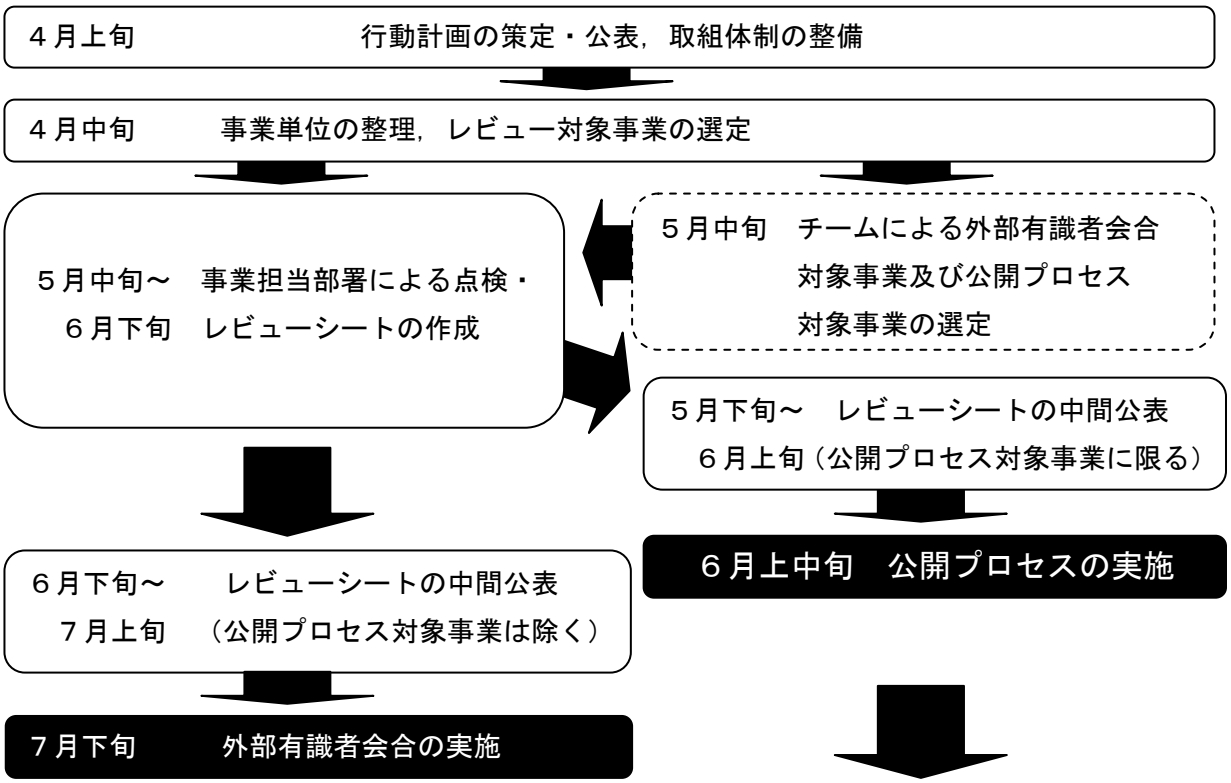

８月上旬　　チームによる点検（サマーレビュー）及び点検結果の取りまとめ

８月下旬　　概算要求等への反映

レビューシート（最終版）及び概算要求への反映状況の公表

資料２－（１）－１

事業番号　①

平成２６年行政事業レビューシート　（公正取引委員会）

事業名	国際競争組織分担金	担当部局庁	官房	作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度～終了（予定）なし	担当課室	官房国際課	諏訪園　貞明
会計区分	一般会計	政策・施策名	③競争政策の広報・広聴等	
根拠法令（具体的な条項も記載）	―	関係する計画、通知等	―	
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	ICN（International Competition Network）は，競争法の国際的な収れん及び各国・地域競争当局間の協力関係の強化を目的として設立された国際組織である。ICNにおける議論及び成果物は公正取引委員会における審査実務・政策立案等に参照されており，我が国の競争法・競争政策の発展に資するものであることから，ICNがその期待される機能を十全に果たせるよう，運営費用の一部について公正取引委員会として分担金の形で支出するものである。			
事業概要（5行程度以内。別添可）	各国・地域競争当局のネットワークであるICNの運営経費について，一人当たりのGNI（国民総所得）を基礎に算出された一定金額を負担。			
実施方法	□直接実施　□委託・請負　■補助　□負担　□交付　□貸付　□その他			

予算額・執行額（単位：百万円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
予算の状況	当初予算	0.3	0.3	0.3	0.3	
	補正予算	0	0	0	0	
	前年度から繰越し	0	0	0	0	
	翌年度へ繰越し	0	0	0	0	
	予備費等	0	0	0	0	
	計	0.3	0.3	0.3	0.3	
執行額		0.2	0.2	0.2		
執行率（%）		87	96	95		

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値（　年度）
本分担金に係る成果目標は，公正取引委員会がICNの活動に貢献するとともに，ICNにおける議論及び成果物を通じた我が国の競争法・競争政策の促進であり，このような成果目標について定量的な指標を設定することは困難。 公正取引委員会としてICNの活動に積極的に貢献し，我が国の競争法・競争政策に資するようICNにおける議論及び成果物の作成に積極的に関与する。	成果実績					
	目標値					
	達成度	%				

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
本分担金に係る活動目標は，公正取引委員会がICNの活動に参画するとともに，ICNにおける議論及び成果物を通じた我が国の競争法・競争政策の促進であり，このような活動指標について定量的な指標を設定することは困難。 公正取引委員会としてICNの活動に積極的に参画し，我が国の競争法・競争政策に資するようICNにおける議論及び成果物の作成に積極的に関与する。	活動実績					―
	当初見込み					

単位当たりコスト

算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト					
	計算式	/				

平成26・27年度予算内訳（単位：百万円）

費　目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由
国際競争組織分担金	0.3		
計	0.3		

事業番号①

事業所管部局による点検・改善

	項　目	評　価	評価に関する説明
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本組織は，競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的としているところ，経済のグローバル化が進む中，同収れんに対する国民，特に，グローバルに事業展開する事業者のニーズは非常に高い。また，本組織は，各国・地域における競争当局（国の機関）により構成される組織であるところ，国が実施すべき事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	－	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	－	費用は各国の一人当たりのGNI（国民総所得）に応じて決定されており，発展途上国を含めたICN加盟国（同費用による受益者）が公平に負担するものである。また，同費用はICNの運営費用に限定されている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	－	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	－	例年，年次総会，各種ワークショップが多くの当局者等の参加のもと開催され，競争法・競争政策に関する様々なテーマの講演及び討議を行っている。また，毎年，ICN加盟当局の総意に基づき作成される報告書等の成果物は公正取引委員会の審査実務・政策立案等に参照されている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	－	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）	－	

事業番号	類似事業名	所管府省・部局名

点検・改善結果	点検結果	ICNの成果物及び各テーマごとに開催されるワークショップ等における議論は，公正取引委員会の審査実務・政策立案等において参照されており，我が国の競争法・競争政策の発展にも資するものである。また，ICNは2001年発足時の14か国・地域，16当局から2014年5月現在115か国・地域，128当局まで拡大し，競争法の国際的な収れん及び国際協力に向けた議論が一段と加速してきており，公正取引委員会においてもこれらの議論を踏まえ，他当局との協力の拡充を図っている。したがって，ICNの活動及び組織運営に関して，分担金支出も含め積極的に関与していくこととする。
	改善の方向性	ICNにおける議論及び成果物を公正取引委員会における審査実務・政策立案等に一層役立てるとともに，これらの議論及び成果物が我が国の競争法及び競争政策を踏まえた形で反映されるようICNの活動に積極的に関与する。

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

	平成23年	⑥	平成24年	②	平成25年	①

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

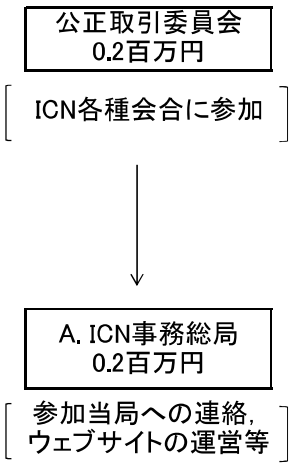

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.

費　目	使　途	金　額（百万円）
a		
計		0

E.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

B.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

F.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

C.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

G.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

D.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

H.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

事業番号①

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	入札者数	落札率
1	ICN事務局（カナダ競争局）	ICNにおける運営上の諸事務（参加当局への連絡，ウェブサイトの運営等）	0.2		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

資料２（１）－２

国際競争ネットワーク（ＩＣＮ）について

１．概要

国際競争ネットワーク（International Competition Network。ＩＣＮ）は，競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成１３年１０月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり，本年４月現在，１１５か国・地域から，１２８の競争当局が参加している。このほか，国際機関，研究者，弁護士等の非政府アドバイザー（Non-Governmental Advisor）も議論に参加している。

２．活動内容

ＩＣＮは，主要な２０の競争当局の代表者で構成された運営委員会（Steering Group）により，その活動全体が管理されており，公正取引委員会は，その発足時から運営委員会のメンバーとなっている。

この運営委員会の下に，テーマごとに，①カルテル作業部会，②企業結合作業部会，③競争当局有効性作業部会，④単独行為作業部会，⑤アドボカシー作業部会の５つの作業部会のほか，ＩＣＮの組織及び運営等に関する作業部会等が設置されており，本年４月まで，公正取引委員会官房審議官（国際担当）がカルテル作業部会の共同議長を務めていた（現在はカルテル作業部会の下に創設されているサブグループの共同議長を務めている）。

これらの作業部会においては，年度ごとに，必要に応じて電話会議が開催され，質問票の活用及び各競争当局からの書面提出等を通じて，課題等に対する検討が行われている。このほか，それぞれのテーマごとにワークショップが開催されており，公正取引委員会は，これらの活動に積極的に取り組んでいる。

３．ＩＣＮ年次総会

ＩＣＮは，主に４月から６月の間に年次総会を開催しており，ここで，各作業部会における１年間の活動が報告されるとともに，作業部会ごとにテーマを定めて発表及び討議が行われ，各作業部会の次年度の作業計画が承認される。公正取引委員会は，第１回年次総会から毎回出席している。

なお，第１３回年次総会は本年４月に，モロッコ・マラケシュにおいて開催され，第１４回年次総会は来年４月末から５月初めにかけて，オーストラリア・シドニーにおいて開催予定である。

ＩＣＮ分担金の算出根拠

各競争当局の負担方法は，各国一人あたりのＧＮＩ（国内総所得）を基礎として３段階に分類し，推奨される各メンバーの最低負担額を決定するというものである。

具体的には，次のとおりとされている。

（１）一人当たりのＧＮＩが 3,000 米ドル以上，12,500 米ドル以下：1,000 米ドル

（２）一人当たりのＧＮＩが 12,500 米ドル超：3,000 米ドル

日本については，一人当たりのＧＮＩが 12,500 米ドルを超えることから上記（２）に該当し，最低 3,000 米ドルの負担金を支払うことになる。

なお，この負担金額は「最低」を定めるものであり，それ以上の額を負担することは歓迎されている。

以　上

資料２－（２）－１

事業番号　⑥

平成２６年行政事業レビューシート　（公正取引委員会）

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等	担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者
事業開始・終了（予定）年度	平成25年度～平成28年度	担当課室	取引企画課	石谷　直久
会計区分	一般会計	政策・施策名	④消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保	
根拠法令（具体的な条項も記載）	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第14条	関係する計画、通知等	・社会保障・税一体改革大綱（平成２４年２月１７日閣議決定） ・消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）（平成２４年１０月２６日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部決定）	
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	今般の消費税率の引上げに当たって，中小事業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為を未然に防止するため，消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下，「法律」という。）の内容などの説明会の開催，パンフレットの作成・配布，新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことにより，消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。			
事業概要（5行程度以内。別添可）	本事業では，以下のような事業などを実施する。 ① 法律などについて周知徹底を図るため，説明会を開催するとともに，事業者団体等が主催する説明会に講師を派遣する。 ② 法律の内容やガイドラインなどについて事業者向けに分かりやすいパンフレット等を作成・配布し，周知を行う。 ③ 事業者等からの求めに応じて移動相談会・休日相談会を実施する。 ④ 法律などについて周知徹底を行うとともに，消費税等の行為について厳しく監視する姿勢を示すために，新聞広告やインターネット広告等を実施する。			
実施方法	■直接実施　□委託・請負　□補助　□負担　□交付　□貸付　□その他			

予算額・執行額（単位：百万円）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
予算の状況	当初予算			112	116	
	補正予算			0		
	前年度から繰越し			0	0	
	翌年度へ繰越し			0		
	予備費等			0		
	計			112	116	
執行額				70		
執行率（%）				64		

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値（26年度）
説明会参加者の満足度	成果実績	%	—	—	86	
	目標値	%	—	—	70	70
	達成度	%	—	—	100	

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
説明会の開催回数及び事業者団体主催の説明会への講師派遣回数	活動実績	回	—	—	説明会主催 40 講師派遣　384	
	当初見込み	回	—	—	説明会主催 30 講師派遣　230	説明会主催 12

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
移動相談会・休日相談会の開催回数	活動実績	回	—	—	75	
	当初見込み	回	—	—	101	101

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
パンフレットの配布部数 ポスターの配布枚数	活動実績	部 枚	—	—	348,858 76,263	
	当初見込み	部 枚	—	—	892,300 114,000	3,613,000 114,000

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
広告を掲載した新聞媒体数 インターネットバナー広告表示回数	活動実績	紙 回	—	—	49 13,500,000	
	当初見込み	紙 回	—	—	—	—

単位当たりコスト

算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣に係る費用　÷　開催回数及び講師派遣回数	単位当たりコスト	円／回	—	—	14,097	
	計算式	円／回	—	—	5,977,202／424	—
移動相談会・休日相談会に係る費用　÷　開催回数	単位当たりコスト	円／回	—	—	5,825	
	計算式	円／回	—	—	436,880／75	—
①パンフレット パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用　÷　印刷部数 ②ポスター ポスターの作成・印刷・発送に係る費用　÷　印刷部数	単位当たりコスト	①円／部 ②円／枚	—	—	13.7 31	
	計算式	①円／部 ②円／枚	—	—	①6,850,823／500,000 ②2,526,744／81,000	—

事業番号⑥

単位当たりコスト							
	①新聞広告 広告掲載に係る費用　÷　広告を掲載した新聞部数 ②インターネット広告 広告掲載に係る費用　÷　インターネットバナー広告表示回数	単位当たりコスト	①円／紙 ②円／回	ー	ー	326,100 0.54	
		計算式	①円／紙 ②円／回	ー	ー	①15,978,900/49 ②7,350,000/13,500,000	ー

平成26・27年度予算内訳（単位：百万円）

費　目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由
消費税転嫁等対策謝金	0.7		
消費税転嫁等対策業務旅費	6		
消費税転嫁等対策業務庁費	109		
計	116		

事業所管部局による点検・改善

	項　目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	今般の消費税率の引上げに際し，中小事業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっているところ，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から，法律が成立し，同法において，国は，消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について，徹底した広報を行うことが定められているところである。 同法の広報活動の実施に当たっては，法律を所管し，調査や指導等の中心となる公正取引委員会（国）が直接行う必要がある。また，移動相談会等は，転嫁拒否等の被害を受けている事業者からの相談を受け付けるところ，係る相談への対応は申告者の保護の観点から，調査や指導の中心となる公正取引委員会（国）が率先して直接行う必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	ポスターやパンフレットの作成に当たっては，効率的な事業の実施を図るため，入札等を行うことで，コスト削減を行うとともに，効果的な事業の実施を図るために必要な場合には，企画競争を実施することにより，支出先を選定しているところである。 なお，事業者団体等に対する講師派遣については，予定していた回数よりも多く講師を派遣したが，実際には本局及び地方事務所等近郊での開催が多かったことから，また，パンフレットやポスターの印刷については，他省庁に電子データを提供して他省庁から各所管団体等に対し配布されることとなったことなどにより，印刷部数や，郵送数が少なくなったことや印刷に当たっては入札等により安価で実施することができたことから，不要率が大きくなっている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	―	
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	―	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	○	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業の実施に当たっては，消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止という目的のため，真に必要な施策について実施し，より効果的かつ低コストで実施するために入札等により支出先を選定した。 説明会及び講師派遣については事業者や事業者団体から多数の希望があり，説明会は40回，講師派遣回数は384回と見込みを上回った。 パンフレットやポスターについても説明会等や事業者団体等の研修において使用されるなど，十分に活用されている。 これに加えて，関心の高まる消費税率引上げの直前期において消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るために，新聞，インターネットバナー広告等を集中的に実施することにより，更に徹底した事業者等向けの広報活動の強化を図った。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）	○	公正取引委員会においては，転嫁対策特別措置法のうち，消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置及び消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置に特化した広報を行うこととしている。他方、中小企業庁においては，転嫁対策特別措置法も含めた政府の講ずる転嫁対策全般についての広報を，中小企業，小規模事業者に向けて行うこととしている。

事業番号	類似事業名	所管府省・部局名
	消費税転嫁対策窓口相談等事業	経済産業省中小企業庁
	消費税転嫁対策普及事業	経済産業省中小企業庁

点検・改善結果		
	点検結果	消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため，事業者向けに広報活動を行っていくことは極めて重要な課題であるところ，効率性と有効性を考慮しつつ，広報活動を行うことができた。
	改善の方向性	引き続き，効率的かつ有効性のある広報となるよう，必要な見直しを行いながら，実施していくこととする。

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

	平成23年		平成24年		平成25年	25-1

資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

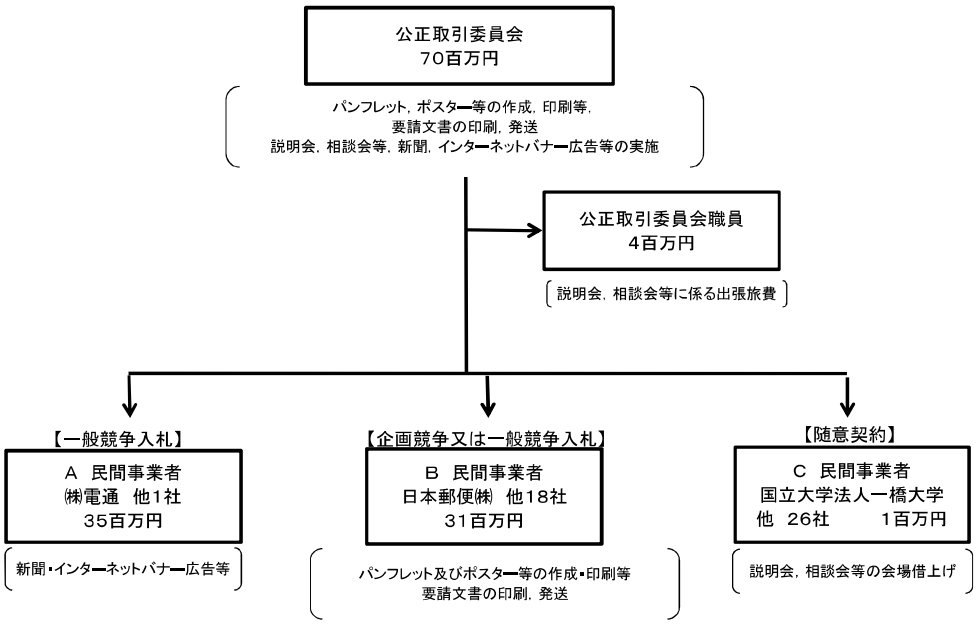

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.

費　目	使　途	金　額（百万円）
消費税転嫁等対策業務庁費	新聞広告掲載に係る業務(1面突出し広告)（原稿制作及び掲載）	8
消費税転嫁等対策業務庁費	新聞広告掲載に係る業務(5段広告）（原稿制作及び掲載）	8
消費税転嫁等対策業務庁費	インターネット広告掲載に係る業務（バナーデータ制作及び掲載）	7
消費税転嫁等対策業務庁費	鉄道中吊り広告掲載に係る業務（中吊りポスター制作及び掲載）	7
消費税転嫁等対策業務庁費	ラジオCMに係る業務（ラジオCM制作及び放送）	5
計		35

E.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

B.

費　目	使　途	金　額（百万円）
消費税転嫁等対策業務庁費	要請文書郵送に係る業務	11
消費税転嫁等対策業務庁費	ファイルメーカーの調達	4
消費税転嫁等対策業務庁費	パンフレット印刷に係る業務（印刷製本，包装及び発送）	4
消費税転嫁等対策業務庁費	パンフレット印刷に係る業務（印刷製本，包装及び発送）	2
消費税転嫁等対策業務庁費	ポスター印刷に係る業務（印刷，梱包及び発送）	1
消費税転嫁等対策業務庁費	要請文書発送に係る業務（印刷及び封入封緘）	1
計		23

F.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

C.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

G.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

D.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

H.

費　目	使　途	金　額（百万円）
計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額（百万円）	入札者数	落札率
1	㈱電通	新聞広告掲載に係る業務(1面突出し広告)(原稿制作及び掲載)	8	6	
2	㈱電通	新聞広告掲載に係る業務(5段広告)(原稿制作及び掲載)	8	6	
3	㈱電通	インターネット広告掲載に係る業務(バナーデータ制作及び掲載)	7	6	
4	協立広告㈱	鉄道中吊り広告掲載に係る業務(中吊りポスター制作及び掲載)	7	4	
5	㈱電通	ラジオCMに係る業務(ラジオCM制作及び放送)	5	6	
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額（百万円）	入札者数	落札率
1	日本郵便㈱	要請文書郵送に係る業務	11	随意契約	
2	株式会社BGS	ファイルメーカーの調達	4		
3	㈱MIURA　ORI	パンフレット印刷に係る業務(印刷製本，包装及び発送)	4		
4	㈱東京研文社	パンフレット印刷に係る業務(印刷製本，包装及び発送)	2		
5	株式会社千秋社	要請文書発送に係る業務(印刷及び封入封緘)	1		
6	株式会社アライ印刷	ポスター印刷に係る業務(印刷，梱包及び発送)	1		
7	第一資料印刷株式会社	パンフレットデータ作成作業	0.9	企画競争	
8	有限会社エクスインターナショナル	消費税転嫁対策特別措置法事務処理システム構築作業	0.9		
9	株式会社中外	消費税転嫁対策ポスターデータ作成作業について	0.7	企画競争	
10	有限会社エクスインターナショナル	特措法事務処理システム用企業名簿作成	0.6		

C

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額（百万円）	入札者数	落札率
1	UDXカンファレンス	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.2	随意契約	
2	国立大学法人一橋大学	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.2	随意契約	
3	国立大学法人一橋大学	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.2	随意契約	
4	(一社)全国町村議員会館	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.1	随意契約	
5	関西観光開発㈱	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.1	随意契約	
6	KCC㈱	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.09	随意契約	
7	花園都市開発㈱	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.06	随意契約	
8	(公財)福島県産業振興センター	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.05	随意契約	
9	(公財) えひめ産業振興財団	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.04	随意契約	
10	福岡県自治会館管理組合	公取委主催説明会実施に伴う会場借料	0.03	随意契約	

公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組①

転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対処

1．監視・検査体制の整備

○消費税転嫁対策のための人員として１５４名を手当して，監視・検査を実施

2．転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

○本局及び地方事務所等（全国９か所）の相談窓口で相談に対応

３条関係	届出関係	その他	合計
2,428件	1,265件	143件	3,836件

（平成２５年４月から平成２６年６月までの累計）

3．事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査・移動相談会（平成26年6月末時点）

○ヒアリング調査
（延べ１，０１５の事業者団体及び納入業者等３，１２８社）

○移動相談会（９９回）
※全国各地で移動相談会を実施しています。申込み方法など，詳細は公取委ホームページを御覧ください。

4．書面調査の実施（中小企業庁と合同）

○平成２５年度に１５万件の書面調査を実施

○平成２６年４月，５月に大規模小売事業者及び大企業等に対する書面調査を実施

○平成２６年４月以降，悉皆的な書面調査を実施

違反行為の未然防止のための取組（周知活動）

1．説明会の実施

○公取委主催説明会の開催
（平成２６年６月末時点　５８回）

○商工会議所等や事業者団体主催の説明会等に職員を講師として派遣
（平成２６年６月末時点 ４０７回）

2．広報物の作成・配布

○リーフレット，パンフレット及びポスターの配布

○消費税率引上げ直前期における集中的な広報を実施
（平成２６年３月）
⇒新聞，ラジオ，インターネット及び鉄道車両内で広告を実施

○消費税率引上げ後の平成２６年６月から集中的な広報を実施
⇒新聞，雑誌及びインターネットで広告を実施

3．FAQの作成

○「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の回答を公正取引委員会ＨＰに掲載
（平成２５年１１月から）

4．要請文書の発出

○事業者（約２０万社）に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請
（平成２５年１１月１５日）

○事業者団体（５７５団体）に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守要請
（平成２６年１月１７日）

転嫁カルテル・表示カルテルの届出

○本局及び全国の地方事務所等で届出を受付
（平成２５年１０月１日から）

○転嫁・表示カルテルの届出状況を毎月公表

転嫁カルテル	表示カルテル	計
157	137	294

（平成２６年６月末時点）

公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組②

公正取引委員会では，消費税率の引上げに伴い，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から，消費税転嫁対策特別措置法等に基づく消費税の転嫁拒否等の行為に対する迅速かつ厳正な対処とともに，転嫁拒否等の行為の未然防止のための周知活動などに取り組んでいきます。また，重大な転嫁拒否等の行為が認められた場合には，勧告・公表を積極的に行うこととしています。

＜転嫁拒否行為に関する情報収集の取組＞

（１）大規模小売事業者及び大企業等に対する書面調査

公正取引委員会は，中小企業庁と合同で，大規模小売事業者及び大企業等（資本金１億円以上の買手側）約４万事業者に対して報告義務を課して回答を求める書面調査を実施しています。平成２６年４月及び5月に調査票を送付しています。

（２）中小企業・小規模事業者を対象とした悉皆的な書面調査の実施

公正取引委員会は，中小企業庁と合同で，中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否等の行為に関する情報提供を求めるための書面調査を実施しています。平成２６年４月から中小企業・小規模事業者等全体に対して，広く調査票を送付又は配布してます。

※　調査票は公正取引委員会ホームページにも掲載しており，回答は随時受け付けています。消費税の転嫁拒否等の行為があった場合には，調査票をプリントアウトして御記入の上，公正取引委員会まで郵送にて送付して下さい。
http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenkasyomentyousa.html

消費税率引上げ直前期における公正取引委員会の集中的な広報について

鉄道車両中吊り広告

掲載媒体
全国の主要鉄道路線

掲載期間
３月１７日（月）～３１日（月）の間の２日間～７日間

新聞広告

掲載媒体
全国の新聞紙４９紙

掲載日
３月１９日（水）～３１日（月）の間のいずれか１日

インターネット広告

掲載媒体
ポータルサイトや各種通信社，新聞，ビジネス誌等のニュースサイト

掲載期間
３月１９日（水）～３１日（月）

ラジオ広告

消費税の転嫁拒否行為が法律で禁止されていることに加えて，転嫁拒否を受けた場合の違反情報受付窓口を紹介する内容

放送媒体
全国のＡＭラジオ３６局

放送日
３月１７日（月）～２０日（木）の間で各３回